

## Kant の先験的方法について

林 昌 道

On Kant's Transcendental Method

Masamichi Hayashi

本稿は Kant の理論哲学における先験的方法について考察したものであるが、特に先験的方法により遂行されている範疇の先験的演繹について考察し、範疇の先験的演繹の前提をなす主観主義のテーゼ、合理主義のテーゼ並びに形式主義のテーゼと先験的方法との関係について検討を加えることを試みたものである。

## 1

Kant の先験的哲学は「如何にして先天的総合的判断は可能であるか」という問題——先験的主要問題——を体系的秩序と周密性を以て完全に解決しようとするものである (Prolegomena § 5)。先天的総合的判断というのは如何なる判断であろうか。判断は、それが経験から独立に洞察され得る場合、先天的である。また判断の主辞概念と賓辞概念の関係が矛盾律のみによっては基礎づけられ得ない場合、判断は総合的である。先天的総合的判断は対象に連関すべき判断である。斯くして先験的主要問題は、如何にして先天的にして総合的な判断が客観的妥当性を有するかという問題であるだろう<sup>1)</sup>。先験的哲学は先天的総合的判断の客観的妥当性の制約を明らかにすることにより先験的主要問題の解決を図る。先験的方法は先天的総合的判断の客観的妥当性の制約を明らかにする手続きを指す。先験的方法は哲学の方法として先ず矛盾律の妥当性を前提するであろう<sup>2)</sup>。Kant の総合的判断と分析的判断の区別は先験的方法にとって重要な前提であるが、この判断の区別も矛盾律の妥当性を前提するであろう。また先験的哲学は予定調和の考え方を退けているのであるから、そこに何らかの前提があったと考えられる。Kant が予定調和の考え方を排したのは、先天的総合的判断の基礎づけが「主観が組織されている仕方」(B 168)、「その使用が……自然の法則と精確に一致するように創造者によりしつらえられ、我々の存在と同時に我々にうえこまれたところの主観的な、思惟への素地」(B 167)によっては不可能であると考えたからであろう。そこには先天的総合的判断の基礎づけは認識によってのみ可能であるという前提が存する<sup>3)</sup>。

先験的哲学は先天的総合的判断の客観的妥当性に関わるのであるが、それならば先験的哲学は認識一般についての先行的把握を前提するであろうか。Kant は先天的総合的判断が客観的妥当性を有するのは、認識が対象を可能ならしめる場合だけであると考えている。そこには感性と悟性の相異についての Kant の考え方が前提されているが (Vgl. A 44=B 61-2)、更に認識一般について

の先行的把握が前提されているかの如く思われる。しかし Kant は認識が対象を可能ならしめるということを仮説として提出しているのではなからうか。Kant はかかる仮説を採り先天的総合的判断の基礎づけを試みたのではなからうか<sup>4)</sup>。Jansohn の言う如く「主観主義の体系は全体としては差当り仮説として理解されるべきである。」<sup>5)</sup> 先験的哲学は認識一般についての先行的把握を前提するものではないと考えられる<sup>6)</sup>。「仮説をたてるということは拒斥しがたき原事実或いは存在確実性に訴えるということではさらさらしない。仮説をたてるということは、仮説が問題領域において確認されることから法則としてのその妥当が初めて帰結するところのその仮説を作り出すことである。」<sup>7)</sup>

先験的哲学は先天的総合的判断の客観的妥当性の制約を明らかにせんとするが、その際先験的哲学は何らかの先天的総合的判断が客観的妥当性を有しているという事実を前提するのであろうか。否である<sup>8)</sup>。けだし先天的総合的判断が客観的妥当性を有すると判定されるためにはそのような判定を可能ならしめる根拠が要求されるが、その根拠は Kant の探究の結果初めて明らかにされ得るからである。Kant の探究の出発点になったのは、先天的総合的判断が客観的妥当性を有しているという事実ではなく、先天的総合的判断が客観的妥当性を要求しているという事実である<sup>9)</sup>。Kant により明らかにされた先天的総合的判断の客観的妥当性の制約は、事実として与えられている認識の客観的妥当性の要求の正当性についての判定を可能ならしめるものであった。Kant は今や純粋理性の限界規定の基礎を獲得したわけであるが、かかる基礎は先験的方法によりもたらされたものである (Met. A. d. N., Vorrede Anm.)。Kant は事実として与えられている認識としての数学的自然科学並びに形而上学の客観的妥当性の要求について吟味をし、前者の要求に対してはその正当性を認め、後者の要求に対してはその正当性を否認した。Kant は数学的自然科学の客観的妥当性を前提して認識批判を遂行したわけではない。もし Kant がかかる前提を以て認識批判を遂行しようとしたら、その場合彼は数学的自然科学の基礎が形而上学の基礎ではあり得ないと断定し得るにとどまり<sup>10)</sup>、形而上学一般の可能不可能の裁定は彼には不可能とならねばならなかったであろう。また或る学の客観的妥当性を前提する認識批判の試みそのものについても疑問が出されよう<sup>11)</sup>。

ところで Kant は歴史学の客観的妥当性の要求の正当性について判定しようとはしていない。それは歴史学が客観的妥当性を要求し得ぬものと Kant がみなしていたからであろう。したがって Kant の先験的方法は彼の学問観と結びついていたといえよう。Kant が先天的総合的判断の客観的妥当性の根拠を以て判定しようとしたのは数学的自然科学並びに形而上学の客観的妥当性の要求についてであった。Kant が自然認識の批判が可能であると考えているとしたら、Kant は自然についての何らかの把握を先行させているのではなからうか。この意味において Kant のうちに Heidegger のいう「存在構成の先行的理解即ち存在論的認識」<sup>12)</sup> が指摘され得るであろう。Kant の存在論的企投の根本特質を見出そうと努めている人もいる<sup>13)</sup>。

さて先験的方法のうちには循環が存するであろうか。先験的方法に従って遂行されている範疇の先験的演繹のうちには循環が存するかどうか考えてみよう。範疇の先験的演繹のうちには循環を認める

考え方について Paton は次のように考える<sup>14)</sup>。Kant が範疇は事実として経験の中に想定されており、したがって経験の制約であり、それ故経験は範疇との一致によってのみ可能であると説くのなら、Kant の主張は悪しき循環であるが、Kant の主張はかかるものではない。Paton によれば、Kant は経験の分析により経験が直観と思惟を含まねばならぬことを見出したのである。Paton は Kant の主張のうちに循環を認めない。私は Paton の見解を採る<sup>15)</sup>。範疇の先験的演繹が明らかにした事態は、それ以上さかのぼって問われ得ないという仕方と与えられているとみなされなければならない<sup>16)</sup>。Kant の次のことばは上述の事態に表現を与えたものであろう。「意識の総合的統一は斯くしてあらゆる認識の客観的制約であり、私は客観を認識するためにそれを必要としさえするだけでなく、あらゆる直観は私に対し客観となるためにその下に立たねばならぬ。というのは他の仕方では、そしてこの総合なくしては、多様は意識において結合されないであろうから。この命題は総合的統一をあらゆる思惟の制約にしているにもかかわらず、既述の如くそれ自身分析的である。というのはそれは次の事以上の何事も述べていないからである。即ち何らかの与えられた直観におけるあらゆる私の表象は、その下においてのみ私がそれらを私の表象として同一的自我に数え入れ、したがって統覚において総合的に結合されたものとして一般的な表現『我思う』により包括し得るところの制約の下に立たねばならない、ということである」(B138. Vgl. auch B135)。範疇の先験的演繹が明らかにした事態は分析的命題により表現されるとみなされている。もしその事態が先天的総合的命題により表現されるとしたら、その先天的総合的命題についてその基礎づけが問われることになり、Kant は困難に陥ったであろう<sup>17)</sup>。先天的総合的判断の客観的妥当性の制約としての範疇の客観的妥当性は上述の事態の一契機を構成すると解されるべきであろう<sup>18)</sup>。但しかかる事態を構成する最も根本的な契機は統覚の先験的統一であるだろう。

Windelband は先験的方法のうちに循環を認める<sup>19)</sup>。Windelband によれば、先験的方法は公理に目的論的必然性が内在することを示す。即ち何らかの目的が実現されるべきなら、公理の妥当が無制約的に承認されなければならないことを示す。ところで先験的方法は一つの根本前提を採る。即ち「一般に何かが普遍的妥当を有すべき限り、その原則が承認されなければならないところの規範的意識が存する」(S. 122)という前提である。先験的方法がかかる根本前提を採りながら公理の直接的明証を示そうとすると循環を免れない、というのが Windelband の見解である。先験的方法が「その原則が承認されなければならないところの規範的意識の存する」ことを前提しているという Windelband の指摘は正しいであろう。しかしだからといって Windelband が先験的方法のうちに循環を指摘したのが正しいということにはならない。Kant の先験的方法は原則一般の妥当を前提して或る特定の原則の直接的明証を示そうとするものであり、或る特定の原則の妥当を前提してその同じ原則の直接的明証を示そうとするものではない。原則一般の妥当、或いはその原則が承認されなければならない規範的意識の存在は或る特定の原則の妥当の存在根拠であり、或る特定の原則の妥当は規範的意識の存在の認識根拠であると解されよう。かかる存在根拠と認識根拠の間には循環的關係は存在しない<sup>20)</sup>。

## 2

範疇の先験的演繹は先験的方法により遂行されている。それ故範疇の先験的演繹の前提並びに遂行について考察することにした。Kant が範疇の先験的演繹なる課題を提起したとき、彼は如何なる前提を有していただろうか。範疇がその客観的妥当性を証明されなければならぬのは範疇が主観に起源を有するからである、と Kant は考えている<sup>21)</sup>。この場合主観は悟性のことである。但し範疇が主観に起源を有するといっても、範疇は本有観念 (Locke のいう意味における) ではなく、また経験の所与なしに思惟のうちに生じ得るものでもない<sup>22)</sup>。「純粹概念の主観的源泉は我々の思惟能力についての反省である。」<sup>23)</sup> Kant は先天的なものの主観性を前提して前記の課題を提起したが、ここに前提されている、先天的なものの主観性のテーゼを主観主義のテーゼとよぶことにする。また Kant は前記の課題の提起に際し、範疇が判断表を手引きとして見出されるにせよ、判断作用の吟味により<sup>24)</sup>、先天的に認識され得ると考えていたと思われる。Kant は空間・時間について、それらが「心性のうちに完全に先天的に表象される」(A156=B195) にせよ、我々の感性的表象能力を感官の現実的対象に向けなければ、表象能力のうちに先天的なものとして在るものも我々には知られないであろう、と考えているが<sup>25)</sup>、Kant は之に平行して範疇について考えている。上述の意味において原理が先天的に認識され得るというテーゼを合理主義のテーゼとよぶことにするが、Kant の前記の課題の提起の根底にはこのテーゼが存していた。Kant は悟性の原理について合理主義のテーゼを採ったが故に、その原理の認識の批判を不必要なこととみなしたのである<sup>26)</sup>。

範疇の先験的演繹は如何なる仕方で行われているであろうか。Kant は「構想力の総合の先験的統一はあらゆる可能な認識の純粹形式であり、したがって可能的経験のあらゆる対象はそれを通じて先天的に表象されなければならない」と述べ (A118)、「あらゆる可能な現象に関して構想力の純粹総合の必然的統一を含む」のが範疇である、としている (A119)。斯くして対象一般の思惟の形式としての範疇は、「可能的経験のあらゆる対象がそれを通じて先天的に表象されなければならない」形式を含むことにより、可能的経験のあらゆる対象に対し客観的妥当性を有する。「空間・時間が可能的経験に対する直観の制約を含むように、上に挙げた範疇は可能的経験における思惟の制約に他ならない、と私は今や主張する。斯くして範疇はまた現象に対し客観一般を思惟する根本概念であり、したがって先天的客観的妥当性を有する」(A111. Vgl. auch B161)。範疇が「可能的経験における思惟の制約」であるというためには範疇が悟性に由来するということが必要である。したがって範疇の先験的演繹の遂行において主観主義のテーゼが基礎におかれなければならない。また範疇が「可能的経験のあらゆる対象がそれを通じて先天的に表象されなければならない」形式を含むということが演繹の遂行において重要な役割を果しているといえよう。したがって先天的なものが形式であるというテーゼ——形式主義のテーゼとよぶことにする——が重要な役割を果していることになろう<sup>27)</sup>。

「概念の分析論」における範疇の先験的演繹は個々の範疇の先験的演繹ではなく範疇一般の先験的演繹であると思われる<sup>28)</sup>。個々の範疇の先験的演繹は「原則の分析論」において遂行されている。Kant は「原則の分析論」において、純粹悟性の原則の体系を提示し、純粹悟性の原則の証明を試みている<sup>29)</sup>。しかし原則の体系が Kant の提示した如きものであることの証明はなされているであろうか。Kant は原則の体系を範疇表から導き出しており、原則の体系が Kant の提示した如きものであることを先験的方法により証明するというをしていない。Kant は範疇に関して合理主義のテーゼを採ったのと同じく、原則に関しても原則が先天的に認識され得るとする合理主義のテーゼを採ったのではなからうか。

## 3

私は範疇の先験的演繹なる課題の提起の前提として主観主義並びに合理主義のテーゼを挙げ、範疇の先験的演繹の遂行の根底に主観主義並びに形式主義のテーゼを認めた。これらのテーゼと先験的方法との関係について考察してみよう。

Smith は先験的方法が「先天的要素の存在を独立の論証により確立し、その客観的妥当性を経験の可能性の必然的制約として確立する」方法であるというが<sup>30)</sup>、この見解は妥当なものであろうか。先天的要素の存在の確立は、経験の可能性の必然的制約として先天的要素の客観的妥当性を確立することから独立にはなされ得ないと思われる<sup>31)</sup>。私は Smith の見解に疑問をもつ。むしろ Kant は先天的要素の存在を確立するためには経験の可能性との関係に言及しなければならないのではなからうか<sup>32)</sup>。しかし Kant は現実には、先天的要素が先天的に認識され得るとする合理主義のテーゼを採っていたのである。そして範疇の先験的演繹においては合理主義のテーゼが先験的方法と結びつけられたのである。

ところで先験的方法は合理主義のテーゼと結びつくべき必然性を有しているであろうか。Hartmann は「仮定的な混入物を欠く原理を一つでも挙げることはできないだろう。我々の原理認識が示す此の普遍的に仮定的な性格はその原理の部分的非合理性の最も有力な論証である」と述べており<sup>33)</sup>、合理主義のテーゼを拒否していると解される。Hartmann は合理主義のテーゼを先験的方法から切り離し、弁証法的方法を先験的方法と結びつける<sup>34)</sup>。Hartmann によれば、先験的方法は原理の内容的定義を与えない。先験的方法はそれが開示する範疇について常に一つのことを言い得るにすぎない。即ち範疇の概念の本質はそれが特定の問題に対する可能性の制約であるということのうちにある、ということである。範疇は対象を定義するものとして定義されるのである。それでは範疇の内容は如何にして与えられるのであろうか。Hartmann によれば、範疇は他の範疇の全体的体系に対して立っていて、それらの範疇と相互関係のうちに入る。範疇は他の範疇に対する此の範疇の定義寄与を通じて定義される。原理の連関は原理の特定の概念内容に外的な、どうしてもよいものとして対立しているのではなく、概念内容を共に制約しなければならない。というのはさもなければ様々な原理による対象の同時的被制約性は不可能なことになるから。Hartmann によれば、

先験的方法は原理の連関に関わる方法——弁証法的方法——と結びつかねばならないのである。私は先験的方法が合理主義のテーゼと結びつくべき必然性を有さないとする点で Hartmann に従うが、先験的方法が原理の連関を与えないとする Hartmann の見解には従い得ないのである。先験的方法が先天的総合的判断の客観的妥当性の制約として先天的要素の客観的妥当性を確立する方法であるとしたら、先験的方法は先天的要素の存在を確立するものであろう。その場合先験的方法とは先天的要素相互の連関を基礎づけるものであろう<sup>35)</sup>。この点について Kant はどう考えていたのであろうか。

Kant は「経験的原理に基づく限り」における自然科学の方法について考察し、自然科学の方法は「理性が自己の計画に従って産出したもののみを洞察する」方法であり (B X III)、「我々が自ら物のうちに入れるものを我々が物について先天的に認識する」方法であると言っているが (B X VIII)、ここには Kant が自然科学——「経験的原理に基づく限り」における——の法則について合理主義のテーゼを採っていることが表明されている (Vgl. A125-6)。しかるに Kant は悟性の原則と特殊な法則乃至経験的原則とを区別し (B165, A159=B198)、「特殊な法則を一般に認識するためには経験が加わらなければならぬ」と述べている (B165)。特殊な法則について Kant は合理主義のテーゼを採っていないと解される。Kant は悟性の原則が先天的に認識され得るものであり、特殊な法則がその悟性の原則の下に立つと言う (B165)。しかし此の事は如何にして可能であろうか<sup>36)</sup>。特殊な法則が悟性の原則の下に立つのは、悟性の原則が経験から独立に認識される場合には不可能なことではなからうか。Kant はこの場合、悟性の原則について合理主義のテーゼを採るのを断念すべく迫られている<sup>37)</sup>。斯くして経験的法則に関して合理主義のテーゼを採るべき必然性はないと Kant は考えており、また悟性の原則に関して合理主義のテーゼを放棄しなければならない事態に眼を開かねばならないのである。ここに先験的哲学と合理主義のテーゼとが結びつく必然性はないと Kant は考えていたといえよう。但し形式論理学の思惟法則の合理性が先験的哲学の前提であると Kant が考えていたのは勿論であろう。また先験的方法が原理の内容的定義を与えないとしたら、Kant は悟性の原則と経験的法則とを区別し得ないであろう。Kant がかかる区別をしているのであるから、Kant は先験的方法が原理の内容的定義を与えるものであることを認めていたことになるだろう。

次に主観主義のテーゼについて考察することにしよう。範疇は悟性に由来する。悟性について次のように述べられている。「構想力の総合との関係における統覚の統一は悟性であり、構想力の先験的総合との関係における統覚の統一は純粹悟性である」(A119)。悟性の働きは「悟性に対し何処からか直観において与えられた多様の総合を統覚の統一にもたらす働きを本質とする」(B145)。斯くして悟性は先験心理学的因子としての構想力の先験的総合を先験論理的因子としての統覚の先験的統一の下にもたらすものであるといえよう。統覚の先験的統一は「構想力の純粹(産出的)総合の必然的統一の原理」である (A118)。「あらゆる可能な現象に関して構想力の純粹総合の必然的統一を含む」のが範疇である。斯くして範疇は統覚の根源的総合的統一の仕方である。Kant

は悟性の根底に統覚の先験的統一を考えている。範疇が悟性に由来するというテーゼは、それが経験的主観に由来するというテーゼを排除するものである。この限定された意味における主観主義のテーゼは先験的方法と結びつくべき必然性を有しているであろうか。範疇の先験的演繹において、範疇は可能的経験における思惟の原理であることにより可能的経験のあらゆる対象の原理であるとされている。範疇が可能的経験における思惟の原理であるためには範疇が悟性に由来するものであることが必要であろう。私は先験的方法と主観主義のテーゼは結びつくべき必然性を有すると考える。先験的方法が対象は認識に従うという仮説を採るものである以上、上述の結びつきは必然的であるだろう。

私は先験的方法が形式主義と結びつくべき必然性を有するか否かについて考察してみたい。先験的方法は先天的総合的判断の客観的妥当性の制約を明らかにする方法であるが、先験的方法によって遂行された範疇の先験的演繹は、範疇が「あらゆる経験一般の可能性の根拠を含む」(B167) ことにより「経験を可能ならしめ」(B167)、そのことにより可能的経験のあらゆる対象の制約であることを示すことにより遂行されている。範疇が「経験一般の可能性の根拠を含む」ためには範疇が思惟の形式であることが要求される<sup>38)</sup>。けだし経験一般の可能性の根拠を含むものは経験の内容ではなく形式でなければならないからである。先験的方法は先天的総合的判断の客観的妥当性の制約が範疇の客観的妥当性であることを示したのであるから<sup>39)</sup>、先験的方法は形式主義のテーゼと必然的に結びつかざるを得ないだろう。

私は先験的方法が合理主義のテーゼと結びつくべき必然性を有さず、主観主義並びに形式主義のテーゼと結びつくべき必然性を有するのみをみた<sup>40)</sup>。主観主義並びに形式主義のテーゼについては批判が出ており<sup>41)</sup>、先験的方法もしたがって批判を受けるわけである。しかし先験的方法は仮説的方法という性格を有する。哲学の方法のうちに仮説的方法なる性格を見出した点で Kant の思索は極めて示唆に富むといえよう。

#### 註

- 1) Vgl. Alois Riehl: Der philosophische Kritizismus, I, 3. Aufl., 1924, S. 426f.; Friedrich Paulsen: Immanuel Kant, 6. Aufl., 1920, S. 140; Norman Kemp Smith: A Commentary to Kant's 'Critique of Pure Reason', 2. ed., 1923, p. 47.
- 2) Vgl. Heinz Jansohn: Kants Lehre von der Subjektivität, 1969, S. 26.
- 3) Vgl. Jansohn: op. cit., S. 27.
- 4) BXVI, XVII.
- 5) op. cit., S. 97. Cf. Stephan Körner: Kant, 1955, p. 79.
- 6) Vgl. Jansohn: op. cit., S. 26, 39.
- 7) Jansohn: op. cit., S. 97.
- 8) Vgl. Riehl: op. cit., S. 425, 427; Paulsen: op. cit., S. 141; Smith: op. cit., pp. 44, 48.
- 9) Vgl. Riehl: op. cit., S. 430f.; Max Scheler: Die transzendente und die psychologische Methode, 1900 (Gesammelte Werke, Bd. I, 1971, S. 220f.)
- 10) Vgl. Jansohn: op. cit., S. 26.
- 11) Vgl. Edmund Husserl: Die Idee der Phänomenologie (Husserliana, II, 1958, S. 6, 38f.)

- 12) Martin Heidegger: Kant und das Problem der Metaphysik, 3. Aufl., 1965, S. 20.
- 13) Ottokar Blaha: Die Ontologie Kants, 1967, S. 54.
- 14) H. J. Paton: Kant's Metaphysic of Experience, I, 4. impression, 1965, p. 559, II, 4. impression, 1965, p. 354f.
- 15) Vgl. Jansohn: op. cit., S. 28.
- 16) Vgl. Jansohn: op. cit., S. 96.
- 17) Vgl. S. Körner: Zur Kantischen Begründung der Mathematik und der Naturwissenschaften (Kant-Studien, 1965, S. 463ff.)
- 18) Cf. S. Körner: Kant, pp. 60, 64, 68.
- 19) Wilhelm Windelband: Kritische oder genetische Methode? 1883 (Präludien, II, 9. Aufl., 1924, S. 99ff.)
- 20) Vgl. Nicolai Hartmann: Systematische Methode (Kleinere Schriften, III, 1958, S. 29f.) 以下において Kleinere Schriften を KS. と略記する。
- 21) B 144, 166. Vgl. Riehl: op. cit., S. 492f.; Paton: op. cit., I, pp. 135, 223, 227, 344; Hartmann: Diesseits von Idealismus und Realismus (KS., II, 1957, S. 285.)
- 22) A 66=B 91, A 86=B 118. Kants Werke, Akademie Ausgabe, VIII, S. 221f. Vgl. Riehl: op. cit., S. 395f.
- 23) Riehl: op. cit., S. 397.
- 24) Vgl. Riehl: op. cit., S. 493; Körner: Kant, p. 47.
- 25) Vgl. Riehl: op. cit., S. 396.
- 26) Hartmann: Über die Erkennbarkeit des Apriorischen (KS., III, S. 191.)
- 27) Vgl. Hartmann: KS., II, S. 290.
- 28) Met. Anfangsgründe d. N., Vorrede の註を理解するには斯く解する必要がある。Cf. Smith: op. cit., p. 242f.; Paton: op. cit., I, p. 552.
- 29) Kant のことば (A 149=B 188, B 294) によれば, Kant は先験的方法により原則の証明を試みたとも解される。Körner はかかる解釈を採る (Kant, p. 76ff.)。しかし私はすべての原則について先験的方法による証明がなされているとは限らないと考える。経験の第一及び第二類推については先験的証明がなされているという Paulsen の見解 (op. cit., S. 181, 183) は示唆的であった。
- 30) op. cit., p. 45.
- 31) Scheler によれば, 幾何学の判断はその論理的前提として直観的空間を必要とする。ここに先験的方法の適用があると Scheler は考えているであろう。Scheler が直観的空間には到達しているのに空間直観には到達し得ぬと考えているのは, 幾何学の判断から直観的空間への逆行が先天的総合的判断の客観的妥当性の問題とは独立に為され得ないと Scheler が考えていることを意味しよう。(Vgl. Scheler: op. cit., S. 233.)
- 32) Cf. Smith: op. cit., p. 259f. ここでは Smith は p. 45 における見解とは異なる見解を採っているように思われる。
- 33) KS., III, S. 201. Vgl. auch KS., II, S. 285.
- 34) KS., III, S. 43ff.
- 35) Vgl. Scheler: op. cit., S. 254.
- 36) Riehl はこのような疑問が生じ得ぬと考えているが (op. cit., S. 513), 私は Paulsen (op. cit., S. 172-5) や Scheler (op. cit., S. 248f.) の見解を参考にして本文に挙げたような疑問が生じると考える。
- 37) Vgl. Paulsen: op. cit., S. 184ff.
- 38) 範疇が思惟の形式であることを要求されるからといって, 範疇が全く内容的規定を含まないと思えることはできないであろう。範疇が一つの体系をなす以上, 範疇が何らかの内容的規定を有すると考えるのは当然のことであろう。この点で私は Hartmann と見解を異にする。Hartmann は, 範疇が何か質料的なものを含むことは Kant にとり不可能であったが, 之は範疇のうち因果性のような明らかに内容的な原理が含まれているという事実からすれば不思議な帰結である, と述べている (Ethik, 4. Aufl., 1962, S. 109)。
- 39) Cf. Körner: Kant, pp. 59, 62, 64.
- 40) 経験的実在性と先験的観念性との結びつきはこの二つのテーゼを介するものである。この二つのテーゼは先験的観念論の根本前提をなす。
- 41) Vgl. Hartmann: Ethik, S. 103-5, 109-11; KS., II, S. 288, 304.